

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令について【概要】

現行の制度

- 平成 29 年 3 月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、通級による指導や外国人児童生徒等への指導のための教職員の基礎定数化等が行われた。
- 改正法附則において経過措置を規定しており、令和 8 年 3 月までの間は、児童生徒の数等を考慮し、標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めることとしている。

改正の経緯(趣旨)

- 令和 8 年 3 月までの 10 年間は、毎年度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令附則第 2 条の経過措置の規定を改正（毎年度、教職員定数の算定割合を 10 分の 1 ずつ改善）する必要がある。

改正の概要・施行期日

- 令和 6 年度（経過措置 8 年目）の教職員定数の算定割合を下記のとおり変更する。
 - ① 通級による指導のための基礎定数〔経過措置後：13 分の 1〕
対象児童生徒の数「130 分の 7」⇒「65 分の 4」
 - ② 外国人児童生徒等への指導のための基礎定数〔同：18 分の 1〕
対象児童生徒の数「180 分の 7」⇒「45 分の 2」
 - ③ 初任者研修のための基礎定数〔同：6 分の 1〕
初任者研修を受ける者の数「60 分の 7」⇒「15 分の 2」
- 施行日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。